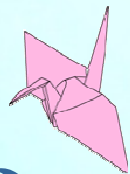


「核兵器のない世界」の実現のために



# 日本の法律家からのメッセージ

～核兵器をなくすために、  
日本での裁判を通じて明らかになった原爆被害の実態を  
ぜひ知ってください！～

## 1 原爆被爆

1945年8月6日と9日に広島市と長崎市に投下された原爆は、すさまじい熱線、爆風、放射線を発し、広島と長崎の街をわずか10秒で壊滅させました。たった2発の原爆で、1945年12月までに少なくとも広島で約14万人、長崎で約7万人が亡くなりました。

しかし、原爆の恐ろしさはそれだけではありません。原爆は広島と長崎の街全体を放射能で汚染し、生き残った多くの人々に放射線を浴びせました。

## 2 永続する被爆後の苦しみ

そのため、生き残った被爆者の体に異変が生じ、がん、白血病などの様々な病気が被爆者を襲いました。また、凄惨な被爆体験は被爆者の心に決して癒えることのない傷を残しました。これらの心身の苦痛は1945年8月から約64年経った今日でも変わりません。原爆は絶えず被爆者を苦しめ、殺し続けているのです。

## 3 核兵器は人類と共存できない

このような原爆の比類無き残虐性が日本での裁判を通じて明らかになりました。そして、この比類無き残虐性ゆえに核兵器と人類は共存できないということが証明されました。

## 4 被爆者の願い

ノーモアヒロシマ・ナガサキ、ノーモアヒバクシャ  
被爆者は、「世界中の誰にも、同じ苦しみを味あわせたくない」、「再び被爆者をつくらせない」と願い、核兵器の速やかな廃絶を訴え続けてきました。私たちはその思いを受けて、核兵器廃絶のために以下の5つの提言をいたしますので、みなさまご賛同下さい。

- 1 各国政府と市民社会は、2020年までに、「核兵器のない世界」を実現する。
- 2 各国政府は、「核兵器全面禁止条約」の協議を、即時、開始する。
- 3 各国政府は、核兵器の使用および使用の威嚇が、違法であることを再確認する。
- 4 核兵器国は、速やかに、非核兵器国への核兵器不使用を約束する。
- 5 各国政府は、非核地帯を拡大する。

※詳細につきましては、下記HPに掲載されておりますので、ぜひご覧下さい。

発行元：NPT再検討会議日本法律家代表団

連絡先：  Japan Association of Lawyers Against Nuclear Arms 日本反核法律家協会

〒160-0004 東京都新宿区四谷1-2伊藤ビル2階

TEL：03-3341-1417 FAX：03-3341-1439

URL：<http://www.hankaku-j.org/>

